

国民健康保険特別会計（事業勘定）	38万8千円	追加
・国庫補助金の増額と制度改正に向けたシステム改修にかかる委託料の措置		
国民健康保険特別会計（直診勘定）	90万円	追加
・繰入金増額と総務費及び医業費増額を措置		
町営バス特別会計	200万円	追加
・業務委託料の不足額を措置		

主な質疑

町営バス運転業務委託料  
不足見込 200万円

梅津政志議員

問 今回七ヶ宿高校生、白石から乗ってくる生徒たちの数が大分ふえたためマイクロバスを増便したということだが、今後、また生徒の数がふえて乗り切れなくなった場合に、さらにその人数に見合っただけの大きなバスを利用するなど増便を続けていくのか。

ふるさと振興課長

答 七ヶ宿高校も人気があり生徒が毎年増えている状況だが、どこまでもということはない。現在のところ考えていない。県立高校なので、町側だけの対応ではなく県の教育委員会に申し出をしたり、県との協議の中で効果的な方法をとれないか探っていきたい。

財産の取得

取得物件  
徐雪ドーザー（8t級）  
取得価格  
1065万9600円  
取得の相手方  
コマツ建機販売株式会社  
東北カンパニー白石支店

管原研治議員

問 入札の業者件数と金額、落札率は。また、どのエリアで活用するのか。

農林建設課長

答 業者は5社。落札率は84.3%。滑津地区で活用。



管原研治議員

問 町外から通学される生徒が増えると学校がぎやかになるというのは、地域にとっても大変結構だと思うが、委託業者も従業員が手いっぱい町営バスも増便を図れないという状況。そうした場合に町の公用車を町営バスとして運行するのに補償関係はこの200万円で全て充足できるのか。

ふるさと振興課長

答 今回増車するに当たりドライバーを1名パートという形で確保した。それに対する直接の人件費ということではなく、以前からやっていた臨時運行に関する委託ということに適切をさせている。通常、そんなに臨時運行があるわけではないので、予算が不足する分について今回計上している。従前の運行委託の形態と臨時便等の形態について今までと変わることはない。

管原研治議員

問 普通の定期便であれば町外にかかわらず一般の方も町営バスとして利用できるが、この便に關しても通学の生徒以外に一般の町内外の方は利用できるのか。

ふるさと振興課長

答 一般の方も乗車は可能。現に朝と帰り、平均すると5、6名ぐらいの方が利用している。



損害賠償の額の決定及び和解

相手方  
有限会社クリキク七ヶ宿  
当事者  
七ヶ宿町  
事故の概要  
平成28年3月9日午前7時5分頃、相手方が経営するガソリンスタンドにおいて、スクールバスが後退時に接触し、相手方の事務所屋根を損傷させたもの。  
損害賠償額  
10万8000円

管原研治議員

問 損害賠償額は満額保険で適用になるのか。また、この事故は営業の支障には至らなかったのか。

教育次長

答 全国自治協会自動車共済金から全額支払われ、営業に影響はない。

管原研治議員

問 この事故に対しては業者に対してどのような指導を行ったのか。

町長

答 運行を委託しているタクシー会社の社長に厳重注意を行い、事故を起こした社員のみならず全社員でその事故について確認をする、そして何事も安全を第一に考えて運行するようというような指示を行った。



▲クリキク七ヶ宿